資　料　編

気仙沼市地域福祉計画推進委員会要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する気仙沼市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を円滑に推進し，地域福祉の充実を図るため，気仙沼市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

（１）　地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。

（２）　地域福祉計画の評価及び見直しに関すること。

（３）　次期地域福祉計画の策定に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか，地域福祉計画の推進に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は，委員20人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

（１）　地域住民組織に属する者

（２）　市民団体又はボランティア団体に属する者

（３）　学識経験者

（４）　民生委員児童委員

（５）　社会福祉事業に従事する者

（６）　地域福祉に関心のある者

（７）　前各号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の中から互選により選出する。

３　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，そ

の職務を代理する。

（部会）

第６条　委員会に，必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は，委員長が指名する委員で組織する。

３　部会に部会長を置き，委員のうちから委員長が指名する。

４　部会長は，部会を代表し，部会の会務を総理する。

５　部会長に事故あるときは，委員長の指名する部会の委員が，その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会及び部会の会議（以下「会議」という。）は，それぞれ委員長及び部会長が必要と認めるときに招集する。

２　会長及び部会長は，必要があると認めるときは，会議に関係のある者の出席を求め，意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，保健福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，平成26年10月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成28年３月31日までとする。

附　則

この告示は，平成30年４月１日から施行する。

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会要綱

（趣旨）

第１条　地域福祉を推進する様々な団体により構成された社会福祉協議会は，社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられている。これを踏まえ民間が協働して取り組む地域福祉推進のための地域福祉活動計画の策定及び進行管理等を行うことを目的に，「気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について所掌する。

（１）地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関すること。

（２）地域福祉活動計画の評価及び見直しに関すること。

（３）次期地域福祉活動計画の策定に関すること。

（４）その他地域福祉活動計画の推進に関し必要な事項。

（組織）

第３条　委員会は，委員20人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げるもののうちから，気仙沼市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（１）　地域住民組織に属する者

（２）　市民団体・ボランティア団体に属する者

（３）　学識経験者

（４）　民生委員児童委員

（５）　社会福祉事業に従事する者

（６）　地域福祉に関心のある者

（７）　前各号に掲げるもののほか，会長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，再任は妨げない。

２　補欠による委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の中から互選により選出する。

３　委員長は，委員会を総理し，委員会を代表する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（部会）

第６条　委員会に,必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は,委員長が指名する委員で組織する。

３　部会に部会長を置き,委員のうちから委員長が指名する。

４　部会長は,部会を総理し,部会を代表する。

５　部会長に事故あるとき,又は部会長が欠けたときは,委員長の指名する部会の委員が,その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会及び部会の会議（以下「会議」という。）は，それぞれ委員長及び部会長が必要と認めるときに招集する。

２　委員長及び部会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，気仙沼市社会福祉協議会において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，公布の日から施行する。

（最初の委員の任期）

２　この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，委嘱の日から平成28年３月31日までとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

地域懇談会の結果

第３期　気仙沼市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメント意見一覧